

令和元年度決算に基づく「健全化判断比率」及び「下田市公営企業の資金不足比率」について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（自治体財政健全化法）」が、平成19年6月に制定され、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業に関する資金不足比率について、平成19年度決算から監査委員の審査と公表が義務付けられました。

1. 健全化判断比率

次の4指標により、早期健全化基準及び財政再生基準が設けられ、平成21年度決算からは基準を超える団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなければならないとなりました。

健全化判断比率と国の基準

(単位：%)

	下 田 市	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	－（黒字）	14.36	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	－（黒字）	19.36	30.00
実 質 公 債 費 比 率 （3 か 年 平 均）	7.0	25.00	35.00
将 来 負 担 比 率	66.1	350.00	

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

一般会計等全て黒字決算のため、数値はありません。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。

全会計の合計において黒字決算のため、数値はありません。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした比率で3か年の平均値。平成19年度決算数値より都市計画税が充当可能特定歳入扱いとなりました。同基準による推移は下記のとおりです。

実質公債費比率の推移

(単位：%)

年 度	令和2年度 (R元決算値)	令和元年度 (30決算値)	平成30年度 (29決算値)	平成29年度 (28決算値)	平成28年度 (27決算値)
実質公債費比率 (単 年 度)	6.0	7.7	7.3	7.0	6.7
実質公債費比率 (3 か 年 平 均)	7.0	7.3	7.0	7.3	8.6

地方債許可基準18.0%を下回る7.0%(3か年平均)となり、前年度の7.3%(3か年平均)に比べ0.3ポイント改善しました。単年度では6.0%となり、前年度の7.7%に比べ1.7ポイント改善しました。これは、算出式における基準財政需要額に算入された公債費の増による分子の減及び普通交付税の増による分母の増が要因と考えられます。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除した額の標準財政規模を基本とした比率。早期健全化基準350.0%を下回る66.1%で、前年度の60.1%に比べ6.0ポイント悪化しました。

$$\frac{\text{(将来負担額183億5千万円－充当可能財源等148億4千万円)}}{\text{(標準財政規模61億9千万円－算入公債費等の額8億8千万円)}} \div 66.1\%$$

将来負担額183億5千万円の内訳は、

① 一般会計等の地方債現在高	92億2千万円
② 債務負担行為に基づく支出予定額	なし
③ 公営企業等繰入見込額	54億0千万円
④ 組合等負担等見込額	8億7千万円
⑤ 退職手当負担見込額	28億6千万円
⑥ 設立法人の負債等負担見込み額	なし
⑦ 連結実質赤字額	なし
⑧ 組合等連結実質赤字額負担見込額	なし

将来負担比率の推移

(単位：%)

年 度	令和2年度 (R元決算値)	令和元年度 (30決算値)	平成30年度 (29決算値)	平成29年度 (28決算値)	平成28年度 (27決算値)
将来負担比率	66.1	60.1	38.9	45.7	56.8

2. 公営企業の資金不足比率

資金不足額が公営企業ごとの事業規模に占める比率。

対象は水道事業会計、下水道事業会計及び集落排水事業特別会計で、全ての会計において資金不足額が発生しないため、数値はありません。

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
水 道 事 業 会 計	－ (黒字)	20.0	地方公営企業法適用企業
下 水 道 事 業 会 計	－ (黒字)	20.0	地方公営企業法適用企業
集落排水事業特別会計	－ (黒字)	20.0	地方公営企業法非適用企業